

書 評

立命館大学法学叢書 第11号

生田勝義 『人間の安全と刑法』

本 田 稔*

一 はじめに

生田勝義著『人間の安全と刑法』(立命館大学法学叢書第11号〔法律文化社・2010年])は、著者が21世紀に入って執筆した論稿のうち、刑法の厳罰化改正、組織犯罪対策立法、人身売買規制などに関するものをまとめたものである。いずれのテーマも、現代刑法の理論と実践において活発に議論が繰り広げられている重要問題である。「刑事立法の活性化」あるいは「刑事立法の氾濫」と評される刑法現象が問題となっているが、それを目の前にして、我々は何を考え、どのように行動すればよいのか。そのような現象を生み出し、刑事立法を動かしている要因はいったい何なのか。それに対してどのように対応していけばよいのか。時代の変化は、刑法学と刑法学者に多くの難題を投げかけてきたが、現代は過去の時代とはまた違った意味で非常に難解な問題を投げかけているといえる。本書は、そのような課題に対して正面から向き合い、原則的な対応策を考えるための重要な導きの書である。

本書は、世紀転換期における刑法現象の特徴を「犯罪に対する厳罰主義」と「犯罪に対する強い不安感」として捉え、そしてそれを表面的に論じて対処療法的な対策をとるのではなく、その現象を生み出している背景にある国内外の社会・経済的な関係にまで遡って、その深部にメスを入れて分析している。重大な犯罪が起こると、厳罰で対処する声がすぐにあがるが、そのような付け焼き刃的な厳罰的対応では問題の根本的な解決は望めない。それどころか、近代刑事法原則の修正という重大問題を引き起こし、刑罰依存症や刑罰神話を作り出し、蔓延させてしまいかねない。既存の社会関係を前提にしなから、刑罰に頼って社会を維持・統制するのではなく、人々が社会の担い手としての自治意識を持ち、助け合い信頼し合いながら安

* ほんだ・みのる 立命館大学法学部教授

心して暮らしていける社会の発展を展望しつつ、それを側面から支援する寛容な刑事政策や刑法が求められている。国際関係のなかで日本が置かれている政治・経済状況を見るにつけても、一層の厳しさが予想される情勢のなかで、犯罪や非行の問題を警察や刑罰に依存して解決を図るのではなく、連帯と自治の精神に基づいて原則的な対応策を模索する必要性を本書は訴えている。以下、本書の内容を簡潔に紹介したい。

二 本書の構成とその内容

生田勝義著『人間の安全と刑法』は、序論「人間の安全と刑法 を考える」、第1章「厳罰主義と人間の安全」、第2章「日本の犯罪発生傾向と検挙率の動向」、第3章「刑罰の一般的抑止力と刑法理論」、第4章「組織犯罪と刑法」、第5章「人身取引問題の新展開」、第6章「日本の治安法と警察」、補章「刑法学における人権論の課題」から構成されている。

1 序論「人間の安全と刑法 を考える」

序論「人間の安全と刑法 を考える」では、本書全体のライト・モチーフである著者の刑罰理念とその実践的指針が提示され、近年の刑事政策や厳罰主義的な刑事立法に対するトータルな批判的議論が提起されている。

1990年代以降、「安全・安心な社会」や「体感治安」をキーワードにした刑事立法や刑法運用が顕著になっている。そのような傾向は、例えば組織犯罪対策立法や犯罪対策の国際協調、ストーカー規制法など身近な迷惑行為に対する刑事規制の拡大・強化、生命・自由に対する犯罪の刑罰の引き上げや犯罪類型の拡大、少年犯罪に対する刑事規制の強化と少年法改正、刑法の治安維持的・機能的適用などにおいて確認することができる。では、このような刑事立法の変容をもたらした背景には何があるのか。9・11のアメリカ同時多発テロによるモラル・パニックや「危険社会論」によるリスク負担意識の強化などにその原因を求める議論もあるが、著者は1980年代にアメリカのレーガン政権によって開始された「薬物との戦争」とそれへの国際協調政策、さらにはアメリカ主導で進められてきたグローバリズムと新自由主義に着目している。新自由主義の社会経済政策は、イギリスにおいてはサッチャーリズム、アメリカにおいてはレーガノミックスとして特徴づけられるが、日本では1980年代前半に中曽根政権のもとで着手され、1990年代以降に橋本政権と小泉政権のもとでいわゆる構造改革路線として本格的に実施された政策である。それ

は、「小さな政府論」や「規制緩和論」を内容とするもので、国家や公共部門の社会的共同事務の多くを民営化して、市場に委ね、資本の自由な競争によって効率よく運営するという「市場原理主義」を特徴としている。このような市場競争原理に基づいて経済を運営すると、力のある者だけが生き残り、弱者はそこから脱落することが明らかなので、「弱肉強食」のイデオロギーが社会に蔓延して、社会不安が醸成され、治安が悪化するおそれがあると予想されたが、それは必ずしも犯罪の増加や治安の悪化へと結びつかなかった。むしろ、ここ数年来主張されている「国民の安全・安心」への不安や「体感治安」の悪化は、新自由主義的な政策が国民心理に投影した結果である。つまり、勝つか負けるか、食うか食われるかの厳しい競争原理によって、人々の間に不安感や相互不信感、非寛容の気持ちが醸成され、犯罪に対する厳罰化意識と刑罰依存性が強められた結果である。それによってもたらされたのは、近代刑法の理念と人権保障原則の弱体化であり、刑事政策の効果の科学的・実証的な検証作業の後退であった。「国民の安全・安心」と引き替えに、刑罰法規の明確性、謙抑主義、侵害行為原理、責任原理などの刑法の自由保障原則が修正・後退させられ、また刑法の運用や刑事政策の実践を冷静に分析する作業が軽視され、その結果として警察・刑罰依存の雰囲気社会に広がり、人々の連帯と自治の力で問題を解決する社会の形成が阻害されている。本書は、このような社会状況のなかで、その克服のための理論的枠組を提供している。

本書の序論は、「100年も前に新派刑法学の大家であるフランツ・フォン・リストは、『最良の刑事政策は、社会政策である』といった。しかし、社会政策でも大きな限界がある。さらに重要なのは、刑罰や警察に依存するのではなく、住民相互が自立を支援し合う、連帯と住民自治に支えられたコミュニティの構築である。夏の夜、窓を開けたままにして眠ることのできる社会。これこそ、犯罪防止のための、回り道のようなが実は最も近い道ではないか。これが、本書の問題提起であり、また本書の各章で繰り返しててくる結論である」という言葉で結ばれている。この言葉に本書の結論が集約的に表現されているといえる。

2 第1章「厳罰主義と人間の安全」

第1章「厳罰主義と人間の安全」では、近年推進されてきた厳罰化刑事立法の根拠が、現代社会において刑法が果たすべき役割との関係において批判的に検証され、それに対する対抗戦略として「核心刑法と介入法」の理論的概要が提示されている。

近年の厳罰化立法の背景には、序論でも述べられた犯罪対策における国際協調路線や新自由主義的な社会経済政策があるが、立法理由として持ち出されているのは、

国民の不安感や規範意識・正義観念に応えるというものである。つまり、「犯罪の増加」によって国民の安心・安全が損なわれ、また規範意識が揺らいでいるため、それを強化・維持するために刑事立法が必要であるという論理である。しかし、この国民の犯罪に対する不安感や規範意識といったものの内容が具体的にどのようなものであるかという肝心な事柄については、それを厳罰化の根拠として挙げている厳罰化推進論者は語っていない。本書によれば、国民の不安感というものは必ずしも実体験によるのではなく、マスメディアによって作り出されている部分も少なくない。また、国民の規範意識や正義観念も、そこには「被害感情」や「報復感情」なども含まれ、理性の篩にかけられることなく刑事立法を正当化する根拠として無批判的に持ち出されているきらいがある。それは犯罪を行った人を人権の主体として尊重し包容するという寛容な精神ではなく、厳罰化によって社会から排除するという考えである。しかしながら、厳罰化や刑罰の強化によって犯罪予防が図られると考えている人が多くないことは、国民意識調査でも明らかにされているところであり、必要なのは規範意識を涵養するための任意の取り組みを強化したり、そのために人々が連帯し助け合うことである。厳罰化立法では犯罪を抑止・予防することが難しいことは、多くの国民が気づいていることであり、それは危険運転致死傷罪厳罰立法の例からも明らかである。

厳罰主義の背景には、新自由主義による競争の激化による人間の社会的連帯の解体状況があるが、厳罰主義は犯罪の社会的背景や要因の冷静な分析を棚上げにし、いわゆる「自己決定・自己責任」論によって、犯罪を行った個人の責任を擬制し、厳しく追及することにしかならない。その基礎にある人間観と責任観と結びつく学説も刑法学において主張されているが、そのような新自由主義的な刑法学説と対抗していくためには、人々の自立を支援し合う連帯的・包容的な刑法、人権と民主主義に根ざした刑法を構想する必要がある。そのために近代刑法の基本原則の意味を再確認し、その発展を図る法政策、単なる刑事政策には解消されない「総合的な法政策」が必要である。近代の市民社会が育んだ人間像、社会・国家像、換言すれば人権と民主主義の思想を現代において生かすことが何よりも不可欠である。その一つの刑法的構想として、ヴォルフガング・ナウケやヴィンフリート・ハッセマーらフランクフルト大学の刑法学者によって主張されている「核心刑法」と「広範だが穏やかな制裁しか伴わない介入法」が、内容的にもその有効性の面においても、人権親和的な刑法の追求を可能にしてくれる。「介入」には、一般に警察的な規制を強化する「権利主義的抑圧型」と社会的な支援の強化する「民主主義的人権型」があるが、「介入法」として求められているのは、例えば迷惑行為などに対して警察

的な規制を強化・優先するのではなく、個人に権利を付与し、社会的な支援を強化・拡大することによって予防を図ることである。例えば、無職少年が盛り場をたむろするのを禁止するという方法は前者の「権威主義的抑圧型」の規制であり、そのような介入は控えるべきである。これに対して、少年の成長発達権を具体化するための就業機会拡大とか、自主的な集団活動への支援の拡大強化は後者の「民主主義的人権型」であり、こちらを優先させるべきである。

以上のような議論を踏まえて、第1章の最後は、「フランツ・フォン・リストが『最良の刑事政策は、社会政策である』と喝破したのは100年も前である。今日ではさらに、『最良の刑事政策は、人権と民主主義の発展である』というべきであろう」という言葉で結ばれている。

3 第2章「日本の犯罪発生傾向と検挙率の動向」

第2章「日本の犯罪発生傾向と検挙率の動向」では、治安対策を強化し、刑事立法を積極的に推進する根拠として持ち出されている「犯罪の急増」や「検挙率の低下」などの現象に関して、『平成14年版犯罪白書』（2002年11月）をもとに詳細な批判的分析が行われている。

犯罪は多種多様な要因が複雑に絡まって起こるものであり、その原因や背景事情の分析は理性的・科学的に行わなければ、それを真に解決する方策も明らかにできない。『平成14年版犯罪白書』では、日本の刑法犯の認知件数が1996年以降、連続して戦後のワースト記録を更新し、2001年に358万件を越えたことが指摘されているが、そのうち86パーセントを占めているのが窃盗である。また検挙率も年々低下しているが、その背景には窃盗と器物損壊の検挙率の低下が刑法犯全体の検挙率の低下を招来させている事情がある。そして、暗数が少ないとされてきた強盗の検挙率が下がったことなどによって体感治安が深刻化し、治安に対する国民の不安の念も強まりつつある。『平成14年版犯罪白書』はこのように指摘しているが、本書は刑法犯の認知件数・発生率と検挙率の動向を分析して、認知件数の増加を主として支えてきたのが窃盗や強盗・恐喝といった財産犯の増加であり、その要因としては平成不況の厳しさがあること、検挙者に見られる犯行動機には遊興費欲しさの占める割合も大きい、生活費のためなど不況と生活苦の影響によるものも軽視できないと論じている。その背景には小泉政権で進められてきた新自由主義的な構造改革路線があり、厳罰主義の刑事政策は新自由主義によって作り出された「自己決定・自己責任」論や被害者保護論によって推進されている。しかし、このような政策によって生み出されるのは人々の非寛容な精神だけであり、犯罪人を社会的に排除す

る意識が強化されるだけである。それは問題の真の解決にはつながらず、それでは望ましい結果を得ることはできない。それは、諸外国の実践例を見ても明らかである。本書は、その実践例の1つとして、アメリカ・ニューヨーク市の犯罪対策を例に挙げている。ニューヨーク市長時代にジュリアーニーが遂行した治安対策は「壊れた窓の理論」を参考にしたタフなものであると評されることが多いが、しかしジュリアーニーはそのような強力な治安対策を推し進めると同時に、雇用確保や教育基盤整備などの生活・文化の面での基盤の整備と拡充策を推進していた。本書はこの点に強い関心を向けている。つまり、治安対策が効果的に進められたのは、それがタフ(すなわち厳罰主義的)であったからではなく、「腐ったりんご」を「輝くりんご」にするための都市再生事業のおかげであったからである。犯罪が行われる背景には、またその要因には、多種多様な問題があり、それが複雑に絡まって犯罪が起こっているのである。従って、それに対してタフな治安対策だけを講じても、問題を真に解決することはできない。その原因や背景の理性的・科学的な分析が今ほど求められている時はない。第2章は、「重要なのは、警察や刑罰に依存するのではなく、住民が相互が自立を支援し合う連帯と住民自治に支えられたコミュニティの構築である。夏の夜、窓を開けたままにして眠ることのできる社会。それこそ、犯罪防止のための、回り道のようなだが実は最も近い道なのである。『壊れた窓の理論』よりも、『開いた窓の理論』の実践が求められている」という言葉で結ばれている。

4 第3章「刑罰の一般的抑止力と刑法理論」

刑法の厳罰化改正や処罰範囲の拡大は、犯罪に対する国民の不安感や正義観念に応えるために推進されているが、そこには刑法には一般的に犯罪を抑止する力があるという思いや理解がある。第3章「刑罰の一般的抑止力と刑法理論」では、このような刑法の一般的抑止力について、2001年の危険運転致死傷罪の立法、1968年の刑法の一部改正による業務上過失致死傷罪の法定刑の引き上げ、および1971年以降の犯罪減少傾向のデータなどを対象に考察が加えられている。

危険運転致死傷罪(刑法208条の2)は、東名高速道路での飲酒運転トラックによる追突死傷事件の被害者遺族の厳罰化要求を背景にして、危険運転による重大事故に対する厳罰化世論に応えるために創設されたものである。ただし、立法理由のなかで、この種の事案の抑止・予防目的が挙げられなかったことから分かるように、危険運転事故を厳罰化することで被害感情に応えることはできても、犯罪抑止効果があるとは考えられていない。そのことは1968年の刑法の一部改正による業務

上過失致死傷罪の法定刑の引き上げ後の状況を見ても分かる。モータリゼーションの急速な進展を背景に急増した交通事故に対応するために、1968年に刑法の一部改正が行われ、業務上過失致死傷罪の法定刑が3年以下の禁錮から5年以下の懲役・禁錮に引き上げられ、それによって交通事故の減少が図られると期待された。しかし、それにもかかわらず、同年、翌年および翌々年にいたるまで業務上過失致死傷罪の急増は続いたのである。それが減少傾向に転じたのは、1971年になってからであり、しかも減少に転じた理由は、警察白書によれば、交通安全施設の整備・充実、交通指導取締の強化、運転者管理体制の整備、国民各層の交通安全に対する理解と努力などであって、重罰化・厳罰化によって交通事故が減少したのではなかった。つまり、刑罰に犯罪の一般的抑止力が常にあるわけではなく、非刑罰的な対応のほうにより犯罪予防に効果を発揮する場合もあるのである。

刑法には「法益の保護」という役割があるが、それは倫理・道徳と刑法の守備範囲を区別するために主張されたものであった。それにもかかわらず、それが一般予防論と結びつくことによって全く別の物になってしまい、事前的予防主義という処罰傾向に対する抵抗力を失っている。第3章の最後では、「刑法の一般抑止効への安易な信頼・依存は、刑法依存症候群を蔓延させてしまいかねない。刑法の役割や機能についての冷静で丁寧な分析・検討が重要になっている」と述べられている。

5 第4章「組織犯罪と刑法」

第4章「組織犯罪と刑法」では、1980年代以降における情報化・国際化の急速な進展が世紀転換期の日本刑法に重大な影響を及ぼし、それが組織犯罪対策立法を推進する原動力となったことが分析されている。

国際協調の名の下に推進されてきた組織犯罪対策のための刑事立法の背景には、1980年代以降のアメリカのレーガン政権による「薬物に対する戦争」や経済におけるグローバリゼーションと新自由主義政策がある。アメリカは、従来までは「安全保障」という軍事レベルで追求されてきた問題を薬物・テロ・組織犯罪との闘争という刑事レベルに移し替え、国際会議等を通じて国際的な取り組みを連携・強化して解決を図るよう各国に影響を及ぼしてきた。日本に対しては、日米間の経済協定で要求された市場開放、不公正な取引慣行の是正、総会屋制と表（おもて）経済に食い込んでいる暴力団への規制が要求され、それを背景にして組織犯罪対策が進められた。しかし、それには近代刑法の諸原則に抵触する重大問題が孕まれていた。組織犯罪処罰法（1999年）では犯罪が組織的に行われたことが加重要件とされているが、それは個人行為責任の原理を骨抜きにするという問題がある。また、本体条

約である国際組織犯罪防止条約(1998年)には、犯罪目的結社罪や独立共謀罪などの侵害行為原理を侵食する規定までもが含まれている。しかも、テロ、薬物、組織犯罪との闘いを国家の安全保障の問題であるとする見解は、刑法の転回、すなわち ultima ratio(最後の手段)から prima ratio(最初の手段)への転回をもたらさなければならない。

組織犯罪対策をはじめとする刑事立法の背景には、様々な要因と原動力があり、それを明らかにしなければ、刑事政策の本当の狙いと問題点を解明できない。「社会の高度化・複雑化や危険社会論」というような一般論で今日の厳罰意識を説明しようというのは、いまだ皮相であるといわざるをえない。そのような不安感が社会的に醸成され、厳罰主義に結晶していく背景には、新自由主義政策により作り出された社会関係とそこから醸成された規範意識があるというべきなのである。第4章の分析は、国際的な組織犯罪の問題の背景には政治経済の国際関係があることを興味深く解明している。

6 第5章「人身取引問題の新展開」

第5章「人身取引問題の新展開」では、国連総会における国際組織犯罪防止条約(1998年)と人身取引と密入国に関する議定書(2000年)の採択を受けて、日本において進められた人身取引問題に対する取り組みの状況、人身取引被害とその対策の現状が整理されている。

1994年のナポリで開催された国際組織犯罪世界閣僚会議において国際組織犯罪防止条約の検討が提唱され、その後、1998年の国連総会において、本体条約である国際組織犯罪防止条約に加え、それに付属する議定書として、人身取引、密入国、銃器に関する3つの議定書の起草委員会が設置され、2000年の国連総会で採択された。日本は、本体条約を2000年に、人身取引議定書を2002年に署名した。日本における人身取引の現状については、アメリカから厳しい批判を受けていた。アメリカは、人身取引問題に対して積極的に対応している国の1つであるが、2000年に成立した「人身取引及び暴力の犠牲者保護法」に基づいて、アメリカ国務省が人身取引報告書を作成・公表した。日本は、2001年と2002年の報告書において、第2分類国(保護法の基準を満たしていないが努力している国)として位置づけられていたが、2003年成立の「人身取引被害者保護再授權法」によって2004年から第2分類に「特別監視リスト」が加えられ、日本は2004年から「特別監視国」としてリストアップされてしまった。このような事情に後押しされるなかで、日本の人身取引対策は進められた。2004年4月に「人身取引に関する関係省庁連絡会議」が設置

され、同年12月に「人身取引対策行動計画」が策定され、2005年に人身取引に関する一連の規制立法が行われるに至ったのである。

人身取引問題に関しては、それへの対策面では法令の策定など一定の前進が確認できるが、被害者に対する救済面では行政裁量レベルでの取り組みに止まり、残された課題も少なくなく、「人身取引被害者支援法」などの総合的な立法の必要性が提言されている。本書では、人身取引対策が「組織犯罪対策」の一環として取り組まれ、被害者の保護や支援が犯罪予防に付随するものとしての位置しか与えられていないことの問題性が指摘されている。すなわち、人身取引の被害者の人間としての尊厳を社会的に擁護し、発展させるための取り組みとして、国際的な人権保障の流れの中に位置づける必要があることが強調されている。つまり、人身取引は「人間の安全保障」の問題であるという認識である。人間の安全は公権力だけで保障できるものではなく、総合的な対策が必要である。人身取引に対して法的に介入する場合、立法や法執行の過程にコミュニティの参加を確保することが不可欠であり、それによってはじめて総合的な対策を取ることができるのである。コミュニティが人身取引の「需要」地と「供給」地の双方において対策に関わり、その構成員が人権擁護の担い手になるような社会になってはじめて人身取引は克服されると述べられている。

7 第6章「日本の治安法と警察」

第6章「日本の治安法と警察」では、自由と権利の発展過程における進歩と反動の対立が端的に現れる治安法と警察の分野において、それらの法制度としてのあるべき姿について著者の見解が人権と民主主義の立場から展開されている。

まず、「治安法」と「警察」の法的な意味を明らかにしながら、戦前において天皇制軍国主義を支えた治安法・警察および内務省の特徴を分析したうえで、戦後改革のなかで治安法・治安警察が解体され、自治体警察化など一定の民主化が図られ、また内務省の行政警察権限が各省庁に分散された歴史的経緯が跡づけられている。そして、その後のアメリカの対日政策の転換を契機にした「逆コース」のなかで、自治体警察制度の廃止と中央集権的警察制度への再編が行われたことの問題が指摘されている。そのため、治安対策をめぐる問題領域においては、国レベルでの破壊活動防止法と地方自治体レベルでの公安条例にとどまらず、刑法や軽犯罪法、道路交通法、屋外広告物条例なども治安法化して機能的に活用されるような状況が生じている。それは市民刑法の有事刑法化であり、「市民刑法の装いにおける平時の有事化」であるといえる。さらに、組織犯罪対策法などによって刑法の事前的予防主

義化が促進され、万が一生ずるかもしれない重大な危険に事前に備える「安全保障的な刑法」への傾向も見られる。警察法では、理念的に政治警察が否定されているにもかかわらず、警察庁の内部には「公安課」が設けられ、警察法では明記されていない情報収集活動や政治犯罪の取り締まりが日常的に行われている。また、公安調査庁や内閣情報調査室など膨大な国家予算が投入され、情報収集と分析を日常的に担当している国家機関もある。しかし、このように法律に基づかずに巨大な権限を手にした組織は必ずといっていいほど腐敗する。例えば、警察組織において長年にわたって行われてきた裏金作りなど、警察の不祥事と腐敗が続々と発覚し、その組織の刷新と改革の必要性が社会的に問題となっている。しかし、内部的に行われる改革には限界があり、外部監察制度や会計支出に関する情報公開制度の導入、また現場の警察官自身が内部から問題解決を図るための権限(例えば、団結権)の保障なども必要である。

「人権と民主主義の実現にとって平和がいかに重要か、平和によって人権と民主主義がいかに重要か。私たちは、20世紀に身をもって学ぶことができた。今日における治安法と警察の動向を見るにつけ、改めてそのことの重要性を痛感する次第である」。警察組織の改革もまた、人権と民主主義の立場から行われることによってはじめて実現できることが主張されている。

8 補章「刑法学における人権論の課題」

補章「刑法学における人権論の課題」には、(1)日弁連刑事法制委員会で行われた講演「治安と刑事立法 安全と自由と刑法」、(2)立命館大学を退職するにあたり行われたインタビューの一部である「行為原理、社会侵害性論、自由と連帯」、そして(3)「広島市暴走族追放条例違反被告事件最高裁判例評釈 最高裁平成19年9月18日第三小法廷判決(刑集61巻6号601頁)」が掲載されている。とりわけ、「治安と刑事立法 安全と自由と刑法」においては、本書で主張されてきた内容が総括的に展開されている。激動する世紀転換期の時代のなかで、様々な刑事立法や制度改革がアメリカ主導で進められているグローバリズムと新自由主義政策のもとで進められているが、それが既存の刑罰法規の解釈・適用に影響を及ぼし、厳罰主義化や近代刑法の基本原則の修正、人権と民主主義の実現に逆行する動きを加速させている。このような状況は「安全・安心」を求める国民の真の期待には応えられず、反対に「自己決定・自己責任」の思想によって国民をバラバラに切り離し、寛容と連帯のあるコミュニティーの形成を阻害するだけである。刑罰や警察に依存した社会ではなく、市民相互に自立を支援し合う、連帯と自治の精神に支えられた

社会を形成することの重要性，そこで刑法が果たすべき役割は限定的であって，「中核刑法と広範で穏やかな制裁しか伴わない介入法」の理論が実践的に最も適していることが主張されている。

三 本書から学ぶべきもの

生田勝義著『人間の安全と刑法』で展開されている内容は，おおよそ以上の通りである。「刑事立法の活性化」あるいは「刑事立法の氾濫」と評される刑法の現代的な現象を目の前にして，原則的な刑法理論的対応をとることが期待されているが，本書は，そのような現象を生み出し，刑事立法を動かしている要因を，国際的な政治・経済的關係，その日本の刑事立法過程への影響，さらには国民意識・イデオロギーへの反映などの諸側面において複眼的に捉え，そのような動向に抗する原則的な対応策を提示している。刑法現象は犯罪現象と同視されることが多いため，それへの対応策として，刑罰権をいかに効果的・機能的に行使するかに目を奪われがちである。しかし，そもそも刑罰には一般予防・特別予防の面において限界があり，それを過信してしまうと刑罰依存型の社会ができあがり，連帯や自治の精神によって解決する内発的な社会の力が形成されなくなってしまふ。刑法現象を批判的に捉え，問題の真の解決を図る方策は，本書が繰り返し強調しているように，社会の担い手である市民の連帯と自治の精神の伸張にあり，社会における人権と民主主義の発展にあるといえる。

アメリカ主導のグローバリズムと新自由主義の社会経済政策は，多くの国々に影響を及ぼし，国内の制度改革を動かす原動力となっている。日本もその例外ではない。その結果，いわゆる構造改革路線のもとで，貧困と格差が広がり，失業，廃業，自殺などの問題が深刻化している。真面目に働きたくても，仕事を見つけられない，たとえ見つけられても不安的な雇用条件でしか働けない環境のなかで，多くの人々が未来を見失い，幸せと希望を語れない状況に追い込まれている。2009年夏の総選挙において，自民・公明の連立政権に対して国民がノーの声を突き付けて実現した政権交代も，同質的な2大保守政党間での政権交代であったことが日に日に明らかになっている。国民の声は政治に反映されず，政治に対する失望感と人生に対する厭世観が広まっている。刑事政策の根幹にあるべき寛容さ，市民的自治と連帯が根付く基盤を形成することが困難になっている。このような状況のなかで，我々は何を考え，いかに行動すべきか。新自由主義の社会経済政策とそのもとで進められている刑事政策に対して，いかに考え，行動すべきか。連帯と自治を形成し，それが

生田勝義『人間の安全と刑法』(本田)

社会変革へとつながる運動へと結実する契機はどこにあるのか。このような議論を刑事法学から開始し、そしてその枠を越え、再び刑事法学の議論へとフィードバックさせる必要がある。生田勝義『人間の安全と刑法』は、そのような壮大なスケールのもとで読まれるべき刑法書である。